

学校における
食物アレルギー対応マニュアル



令和8年3月改訂
水戸市教育委員会

目 次

I	食物アレルギーとアナフィラキシー	1
1	食物アレルギーとは	1
2	アナフィラキシーとは	4
II	食物アレルギーのある児童生徒への対応	6
1	学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方	6
2	食物アレルギー児童生徒個別支援プラン作成と管理	6
3	校内食物アレルギー対応委員会の設置と役割	7
4	校内における対応	15
III	学校給食における対応	22
1	基本方針	22
2	実施基準	22
3	学校給食における主な対応方法	23
4	アレルギー対応を行うにあたって注意すること	27
5	教室での給食対応の留意点	31
IV	学校における緊急（アナフィラキシーが疑われる）時の対応	32
V	参考様式集	38
VI	参考資料	59

I 食物アレルギーとアナフィラキシー

1 食物アレルギーとは

(1) 定義

特定の食物によって引き起こされる、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

(2) 原因

原因食物の種類や頻度は多岐にわたるとともに、年齢によって異なります。乳幼児では鶏卵、乳製品、小麦が三大アレルギー原因食物として知られていますが、小学校以上ではそれらは減少する傾向にあり、甲殻類（えび、かになど）、果物類、魚類などを原因として症状が現れることが多い傾向があります。このほか、落花生（ピーナッツ）、そば、大豆、魚卵など様々な食物が原因となります。

(3) 食物アレルギーの病型

児童生徒に見られる食物アレルギーは大きく3つの病型に分類されます。食物アレルギーの病型を知ることで、万一の時どのような症状を示すかをある程度予測することができます。

ア 即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を摂取後、おおよそ2時間以内に症状が出現し、その症状はじんま疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々です。

イ 口腔アレルギー症候群

果物や野菜に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする・イガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要です。

ウ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によって様々）をすることによりアナフィラキシー症状を発症します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6,000人に1人程度といわれています。

発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返していても、この疾患であると診断されない例もみられます。

(4) 症状

食物アレルギーでは、皮膚のかゆみ、じんましん、湿疹などの皮膚症状が最も多くみられます。

即時型反応で急激にみられる症状はじんましんが中心で、湿疹は慢性的に原因物質を食べた後に悪化することが一般的です。その他、唇やまぶたが腫れる粘膜症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、咳や喘鳴（ゼイゼイした呼吸）・息苦しさなどの呼吸器症状も引き起こされます。これら複数の臓器症状が急激に起きることを、アナフィラキシーといいます。

ア 食物アレルギーの主な症状

皮膚粘膜症状	皮膚症状	かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹
	眼の症状	結膜充血、かゆみ、流涙、眼瞼のむくみ
	口腔咽喉頭症状	口腔・口唇・舌の違和感、腫れ、声がかれて出にくくなる、喉のかゆみ、イガイガ感、喉が締め付けられる感覚
消化器症状		腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状	上気道症状	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
	下気道症状	呼吸困難、咳、喘鳴（ゼーゼー、ヒューヒューして息が苦しくなる）
全身症状	アナフィラキシー	多臓器にわたる症状
	アナフィラキシーショック	頻脈、虚脱症状（ぐったり）、失禁、意識障害、血圧低下

イ 食物アレルギーと間違えやすい症状

(ア) 食物不耐症

乳糖やグルテンなどの体質的な消化不良が原因で、消化器症状が主症状です。

(例) 乳糖不耐症：牛乳を飲むと下痢を起こしやすい。

(イ) 仮性アレルゲンによる症状

食品に含まれている化学物質が原因となってアレルギー症状に似た症状を起こします。

(例) さばなどに含まれる「ヒスタミン」という物質が作用して、食べるとじんましんを起こします。

ウ 食中毒

食品中に含まれていた病原体や自然毒、化学物質などにより発症します。

2 アナフィラキシーとは

(1) 定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴（ゼーゼーした呼吸）や呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、対応が遅れると生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合もあることが知られています。

(2) 原因

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。まれに運動だけで起きることもあります。

アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	詳細は、食物アレルギーの病型（P 1）を参照
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	詳細は、食物アレルギーの病型（P 2）を参照
運動誘発アナフィラキシー	運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状です。食事との関連はありません。
昆虫	スズメバチやアシナガバチなどの蜂によるものが多く、その他、蚊、ゴキブリ、蛾、チョウなどが原因となります。
医薬品	抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因となります。
その他	教材で使われるラテックスによるものが知られています。

(3) 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時かつ急激にみられますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

(4) 対応

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一時救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぎます。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的です。

アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間は経過を追う必要があります。経過を追うときは片時も目を離さず、症状の進展がなく改善している状態を確認しましょう。

Ⅱ 食物アレルギーのある児童生徒への対応

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校において食物アレルギーのある児童生徒への対応を行うためには、まず全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーに関しての正しい知識を持つことが重要です。

その上で、学校は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を活用し、児童生徒の情報をしっかりと収集し、その児童生徒にあわせた「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」を作成するとともに、誤食などによる緊急時の対応の体制をしっかりと作っておく必要があります。

学校と保護者、主治医が綿密な連絡をとり、その児童生徒にあわせた支援プランを作成することにより食物アレルギーのある児童生徒の学校生活がより安全で快適なものになります。

2 食物アレルギー児童生徒個別支援プラン作成と管理

アレルギー症状の発症に備え、適切な対応をするために、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により、個々の児童生徒に対する「食物アレルギー児童生徒 個別支援プラン」を作成します。

「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」は所定の場所を決めて保管するとともに、情報共有を図り、教職員がいつでも適切に対応できるようにしておくことが必要です。また、進級・進学等をするときには引き継げるようにしておくことも大切です。なお、児童生徒の個人情報の取扱には十分留意してください。

食物アレルギー児童生徒個別支援プラン作成の手順

(1) アレルギー調査



(2) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の配付、記入、提出



(3) 個別面談



(4) 給食における対応レベルの決定



(5) 食物アレルギー児童生徒個別支援プランの作成

3 校内食物アレルギー対応委員会の設置と役割

「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」の決定は、主に「校内食物アレルギー対応委員会」が行います。また、この委員会は、教職員の役割を明確にして作成した「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」を全教職員に周知し、学校全体として「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」に取り組み、緊急時対応の研修なども行います。

校内食物アレルギー対応委員会の役割

(1) 目的

校長の指導のもと、食物アレルギーがある児童生徒に対して、学校給食等における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、より安全な学校生活管理を目指す。

(2) 基本構成員

校長、教頭、養護教諭、保健主事、栄養教諭等、学級担任、給食主任、給食調理員代表、学校医、学校薬剤師等

※ 各職員は、学校長の指名により、「校内アレルギー対応委員会」に参画し、食物アレルギーのある児童生徒の状況の把握及び対応を検討する。

(3) 開催

校長が、必要に応じて構成員を招集し、委員会を開催する。

《開催例》

1月：新年度に向けて新入学児童生徒及び在校生の対応の決定をする。

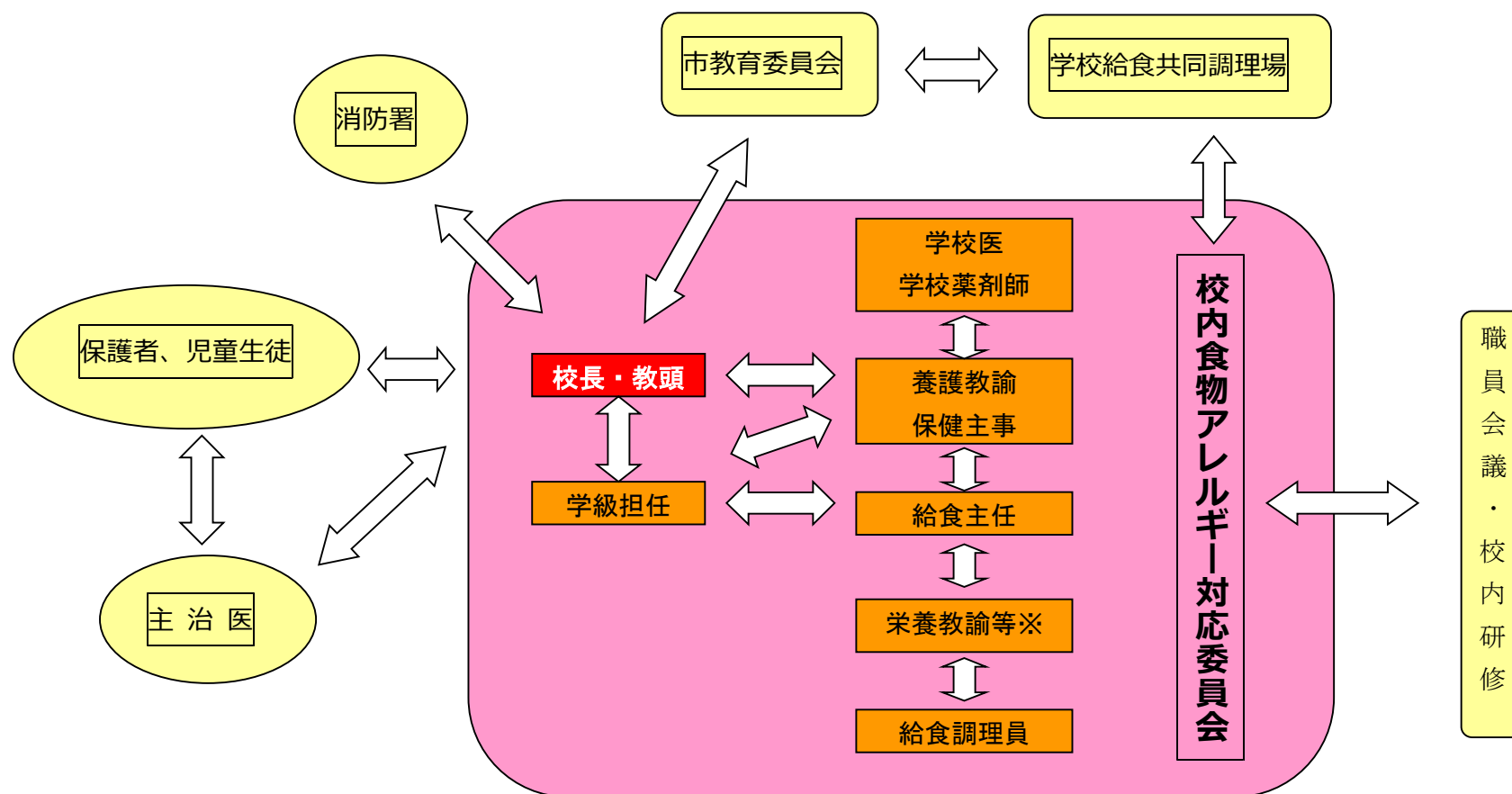
4月：新体制の教職員で対応の確認をする。

随時：対応の変更があったときに確認をする。

(4) 役割

- ・ 教育委員会等の統一的な対応方針と個々の状況を踏まえ、給食対応の基本方針を決定する。
- ・ 食物アレルギーがある児童生徒の状況を把握し、その対応を検討する。
- ・ 給食における対応の方法を検討する。その際、給食での「除去食」「代替食」等の対応を保護者との面談や実施基準を考慮して判断する。
- ・ 校外学習、調理実習（家庭科、生活科、総合的な学習の時間等）で、食物を扱う場合の個別の対応を検討する。
- ・ 個々の児童生徒に対応した個別支援プランを作成し、それに基づいた適切な対応が図れるように校内研修等でシミュレーションを実施する。
- ・ 校内及び校外の関係機関との連携体制についても十分整備する。

校内及び関係機関との連携体制づくり



※ 栄養教諭、学校栄養職員、技師、栄養教諭の代替補充に伴う講師（以下「栄養教諭等」という）

学校給食における食物アレルギー対応フローチャート



「新入学生(小学1年生)」の食物アレルギー対応の流れ

10～11月
就学時
健康診断

「就学時健康診断通知書」に記載された、「様式第1号 食物アレルギー調査アンケート」で食物アレルギーの有無を確認



あり	食物アレルギー	なし
----	---------	----

★教育委員会(共同調理場)へ「食物アレルギー調査アンケート アレルギーありの写し」を提出(提出期限:2月末)



学校給食での対応を希望	
する	しない

通常の給食提供

※必要に応じて、聞き取り確認後 配布

・「様式第3号」「様式第4号」「学校生活管理指導表」を配布
※必ず医師の診断を受けたうえで「学校生活管理指導表」を提出するよう依頼



保護者に個別面談日を通知



2～3月
個別面談

- ・様式第5号「食物アレルギー対応面談表」を用いて面談をする。
- ・「様式第4号」及び「学校生活管理指導表」を回収し、確認しながら面談を実施
- ・学校における対応について説明する。
- ・「学校生活管理指導表」の保護者同意書欄に署名をもらう(確認する)。

★教育委員会(共同調理場)へ「様式第4号の写し」を提出(提出期限:2月末)



校内食物
アレルギー
対応委員会

- ・「様式第6号(案)」を作成し、対応について検討・協議後、保護者に確認を依頼・決定
- ・全教職員の役割を明確にし周知



4月
給食開始

- ・「様式第6号」に基づき、学校給食での対応開始
- ・「様式第7号」等により、毎月保護者と連絡を取り合う

★教育委員会(共同調理場)へ「様式第6号の写し」を提出(提出期限:4月末)

- ※転入生・新規発症者については、随時調査し、対応等を検討する
- ※対応内容に変更がある場合は、面談をその都度行い再検討を行う
- ※対応解除になる場合は、医師の指導の元、保護者が「様式第8号」を記入する

★対応変更:教育委員会(共同調理場)へ「様式第6号の写し」を提出(随時)

★対応解除:教育委員会(共同調理場)へ「様式第8号の写し」を提出(随時)

「単独調理校（親子方式・子校含む）」の食物アレルギー対応の流れ

11～12月

「様式第2号 食物アレルギー調査アンケート」を配布・食物アレルギーの有無を確認



食物アレルギー	
あり	なし

★教育委員会（共同調理場）へ「食物アレルギー調査アンケート
アレルギーありの写し」を提出（提出期限：2月末）



学校給食での対応を希望	
する	しない

通常の給食提供

・「様式第3号」「様式第4号」「学校生活管理指導表」を配布
※必ず医師の診断を受けたうえで「学校生活管理指導表」を提出するよう依頼



保護者に個別面談日を通知



2～3月
個別面談

・様式第5号「食物アレルギー対応面談表」を用いて面談をする。
・「様式第4号」及び「学校生活管理指導表」を回収し、確認しながら面談を実施
・学校における対応について説明する。
・「学校生活管理指導表」の保護者同意書欄に署名をもらう（確認する）。

★教育委員会（共同調理場）へ「様式第4号の写し」を提出（提出期限：2月末）



校内食物
アレルギー
対応委員会

・「様式第6号(案)」を作成し、対応について検討・協議後、保護者に確認を依頼・決定
・全教職員の役割を明確にし周知



4月
給食開始

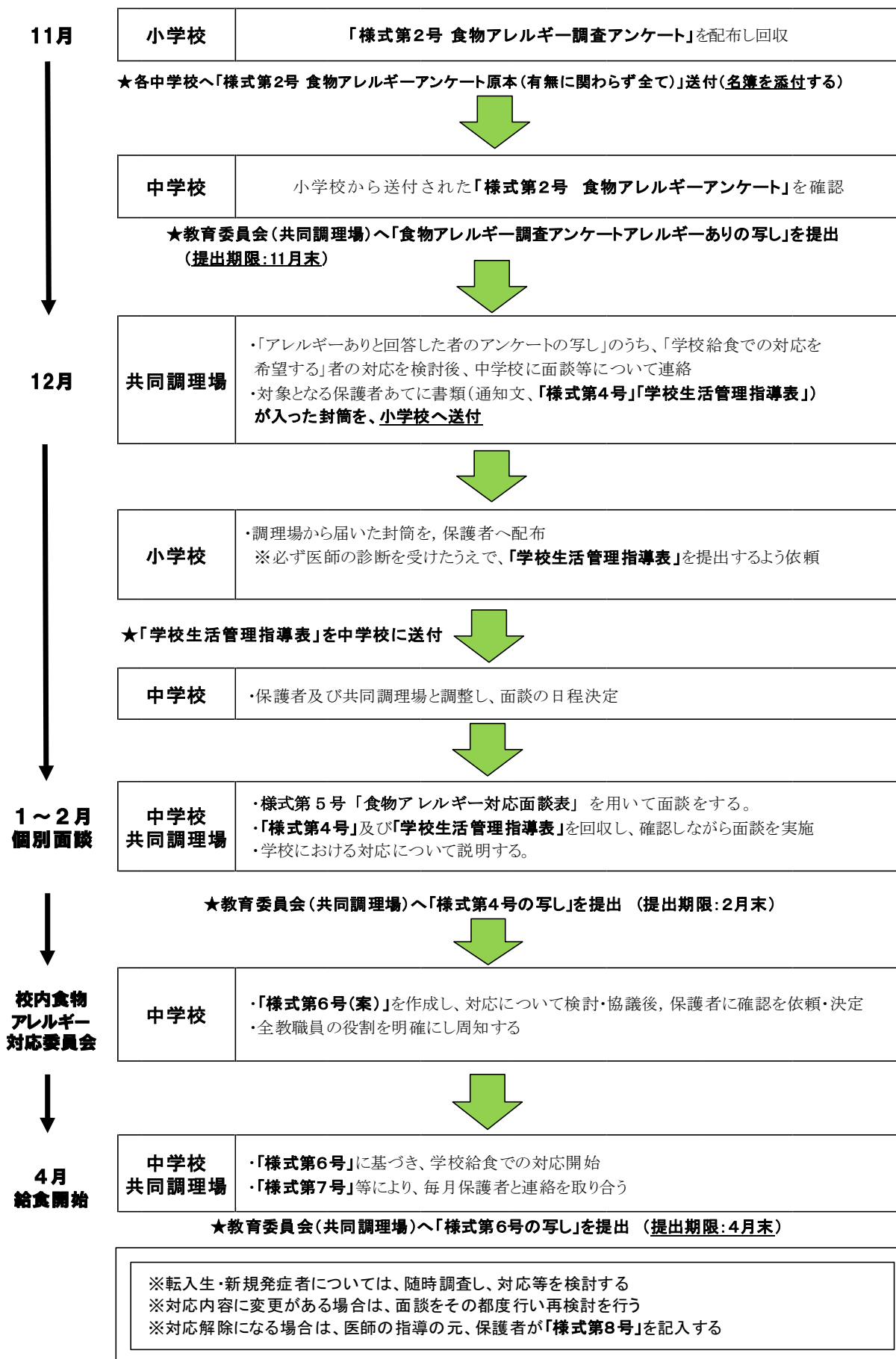
・「様式第6号」に基づき、学校給食での対応開始
・「様式第7号」等により、毎月保護者と連絡を取り合う

★教育委員会（共同調理場）へ「様式第6号の写し」を提出（提出期限：4月末）

※転入生・新規発症者については、随時調査し、対応等を検討する
※対応内容に変更がある場合は、面談をその都度行い再検討を行う
※対応解除になる場合は、医師の指導の元、保護者が「様式第8号」を記入する

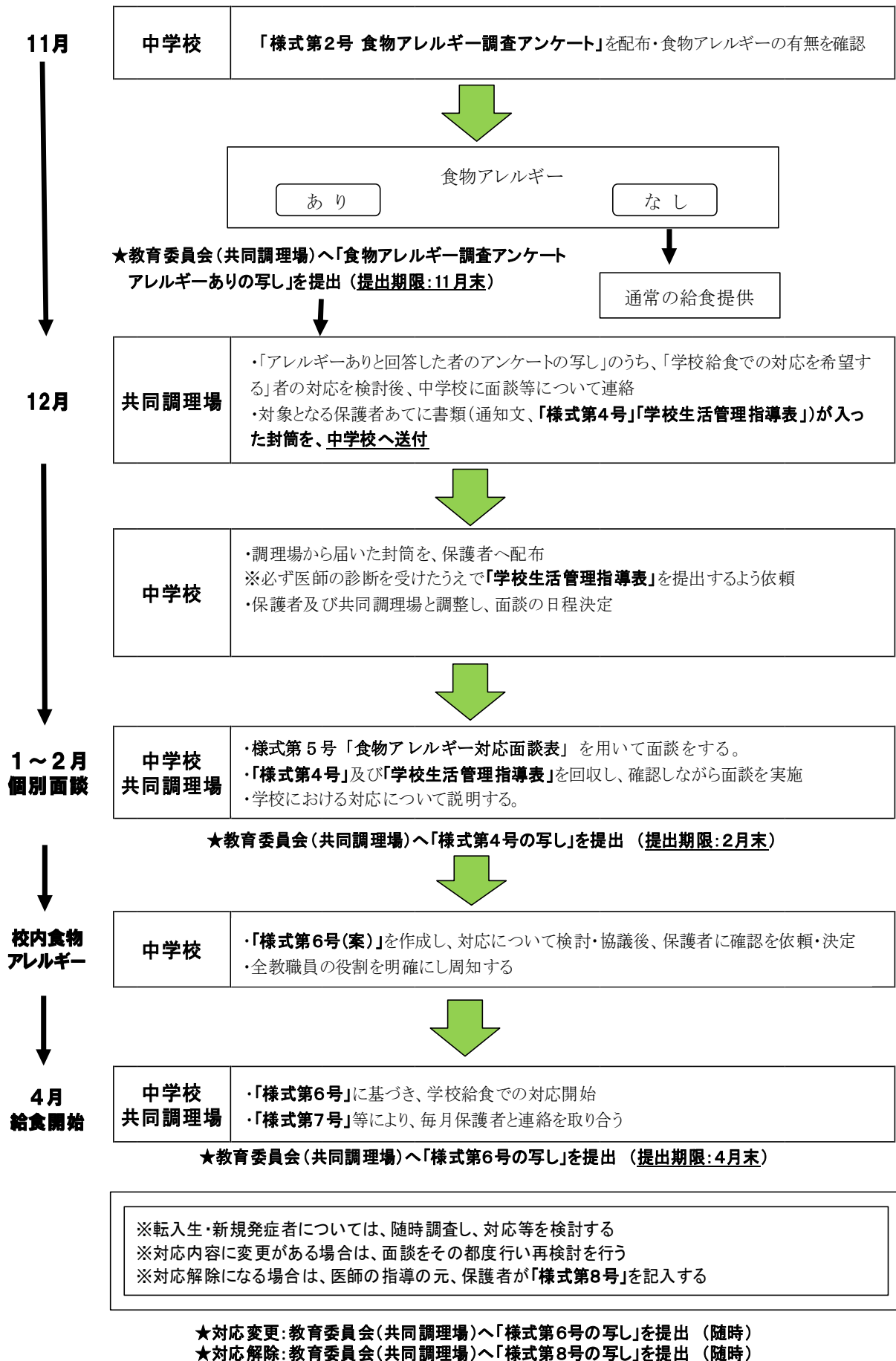
★対応変更：教育委員会（共同調理場）へ「様式第6号の写し」を提出（随時）
★対応解除：教育委員会（共同調理場）へ「様式第8号の写し」を提出（随時）

「進学時(小学6年生)」の食物アレルギー対応の流れ



★対応変更:教育委員会(共同調理場)へ「様式第6号の写し」を提出 (随時)
★対応解除:教育委員会(共同調理場)へ「様式第8号の写し」を提出 (随時)

「共同調理場受配校」の食物アレルギー対応の流れ



【P10 ～ P13 詳細説明】

食物アレルギー対応の流れ（学年共通）

（抜粋）

4 月 給食開始（毎月の流れ）

- ・「様式第6号 食物アレルギー児童生徒個別支援プラン（案・決定）」に基づき、学校給食での対応開始
- ・「様式第7号 食物アレルギー対応確認書・承諾書）」等により、毎月保護者と連絡を取り合う



【小学校・義務教育学校】	【中学校・共同調理場受配の小学校】
1 前月の中旬 (1) 栄養教諭等配置校は、関係帳票準備 (2) 栄養教諭等未配置校は、調理場から①、②の書類を学校へ送付。③は学校が準備。 <関係帳票> ①食物アレルギー対応確認票 ②食品成分表 ※令和8年度以降はURL又はQRコード可 ③食物アレルギー対応確認書・承諾書 ↓ 2 前月の20日前後 学校は、<u>①～③を保護者へ送付</u> ● 保護者は、②食品成分表と照らし合わせ、①食物アレルギー対応確認票及び③食物アレルギー対応確認書・承諾書に記入 ↓ 3 前月末 保護者は、学校へ記入済み①食物アレルギー対応確認票及び③食物アレルギー対応確認書・承諾書を提出 ↓ 4 前月末 学校は、記入済み①食物アレルギー対応確認票を確認のうえ、①の写しを保護者へ送付	1 前月の中旬 <u>調理場から学校へ書類送付</u> （下記 関係帳票 ①～③の書類を学校へ送付。④は学校が準備） <関係帳票> ①食物アレルギー一覧表 ②食物アレルギー対応確認票 ③食品成分表（URL又はQRコード） ④食物アレルギー対応確認書・承諾書 ↓ 2 前月の20日前後 学校は、<u>②～④を保護者へ送付</u> ● 保護者は、③食品成分表と照らし合わせ、②食物アレルギー対応確認票及び④食物アレルギー対応確認書・承諾書に記入 ↓ 3 前月末 保護者は、学校へ記入済み②食物アレルギー対応確認票及び④食物アレルギー対応確認書・承諾書を提出 ↓ 4 前月末 学校は、記入済み②食物アレルギー対応確認票を確認のうえ、②の写しを保護者及び共同調理場へ送付

4 校内における対応

アレルギー対応において、保護者との信頼関係は重要なものです。十分な相談を行うことはもちろんのこと、「学校として対応ができること」、「学校だけでは対応が困難なこと」を正確に伝え、理解を得るよう努め、児童生徒の安全を第一に考えている姿勢を示すことも信頼関係の構築には必要なことです。

(1) 学校生活での留意点（学校給食以外）

家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動、課外活動等

- 極少量の原因物質に触れるだけでも、アレルギー症状をおこす児童生徒がいます。このような児童生徒は、喫食だけでなく、吸い込むことや触れることも発症の原因となる場合があるため、管理指導表に記載された主治医からの指示を参考に、保護者と十分な相談を行い、個々の児童生徒に応じた対応をとります。
- 調理実習等、食材を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、事前に使用する食材等において、原因となる食品が含まれていないかを確認します。
- 小麦粘土を使った図工の授業等では、遊んだり造形したりする際、粘土に含まれる小麦に触れることでアレルギー症状をおこすことがあります。小麦アレルギーの児童生徒がいる場合は、粘土の原料にも留意が必要です。
- そば打ち体験授業では、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練ることから始まります。ふるいにかけて時に宙に舞い上がったそば粉を吸い込んだり、練る時に皮膚に触れたりすることでアレルギー症状を発症します。

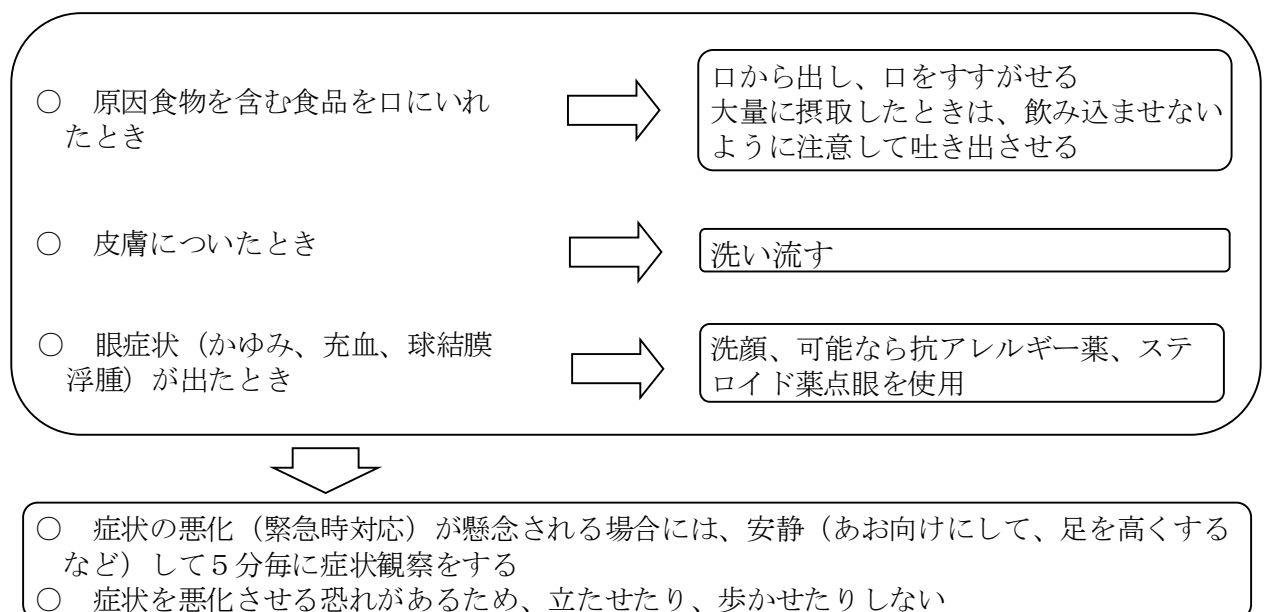
体育・保健体育等

- アナフィラキシーの原因として「運動」は重要です。アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、「運動」がリスクとなるか把握し、安全に管理する必要があります。
- 運動と原因食物の組み合わせにより症状が誘発されるのが「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」です。このため、運動の前4時間※以内は原因食物の摂取は避け、食べた場合は、以後4時間の運動を避ける必要があります。ただし、症状が誘発される運動強度は個人差があるため、主治医の指導や保護者との十分な相談の上、決定する必要があります。
 - ※ 多くの場合2時間以内の運動で発症するとされていますが、より症状を起こし難い間隔ということで、ここでは4時間としています。
- 体育の時間だけでなく、休み時間等の遊びなど激しい動きにも留意します。

校外学習・宿泊行事等

- 給食時は注意を払っていますが、給食以外での食材を使用する時（豆まき等）は注意を忘れやすくなる傾向があります。また誤食事故は、非日常的なイベント時（校外学習、宿泊学習等）に起こりやすい傾向があります。職員がイベントの準備や手順に追われ、つい食物アレルギーに関する手順を省いたり、忘れたり、間違えたりして事故が起こることがないように注意することが必要です。
- 旅行者や保護者からの情報をもとに、どの場面でどのような対応・配慮を行うかを確認しておきます。
- 弁当や菓子類の友だち同士でのやりとり等に注意し、おやつや飲み物・自由行動での食事内容にも注意させます。
- 症状が出たときの対応、通常使用している薬の使用状況等を保護者と事前に連絡を取り確認しておきます。薬は本人が持参し、原則として、本人が自分で使用できるようにしておきます。
- 緊急時の連絡体制、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などについて事前に整理し、保護者及び教職員間で共通理解を図ります。また、緊急搬送時に円滑な治療を受けるため、主治医からの「紹介状」を用意しておくのもよいでしょう。
- 学校は、事前に宿泊先から食事のメニューを取り寄せ、保護者と対応を検討します。その際、加工食品にも留意します。
- 宿泊先や昼食場所等での食事内容、学習の内容等について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は、関係教職員が保護者と相談します。
 - ※ 除去食等の対応ができない場合は、保護者と相談して対応を考えます。
 - ※ 寝具（そば枕等）にも注意します。

アレルギー物質が付着等した場合の対応



※ アナフィラキシーが疑われる場合の対応はP32を参照

(2) 学校での各職員の役割

① 管理職の役割

教職員への指導等

- ・ 校長のリーダーシップのもと、教職員がアレルギー症状や対応に共通理解が図れるよう指導します。

保護者への対応

- ・ 保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方等を説明します。

校内食物アレルギー対応委員会

- ・ 校内食物アレルギー対応委員会を設置、開催します。

学校給食等に関すること

- ・ 市の基本的な対応方針を確認するとともに、関係教職員との話し合い、設備や人員等の諸状況を勘案して対応を決定します。

緊急体制の整備

- ・ アレルギー症状が発症した場合の対応を決めておき、発症時には迅速な指揮命令を行います。また救急車を要請した場合は、教育委員会等へ速やかに報告をします。

※ 校内の緊急体制の整備は、P37 参照

② 学級担任の役割

保護者への対応

- ・ 保護者の申出や各調査等により食物アレルギー疾患の児童生徒を把握します。
- ・ 養護教諭、栄養教諭等と共に、保護者との面談日時を調整し面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認します。
- ・ 対応がまとまり次第、学校における対応について保護者に連絡します。
- ・ 校外学習・宿泊行事等に際しては、事前に症状が出たときの対応、通常使用している薬の使用状況等を保護者と確認するとともに、緊急時の連絡体制、搬送先（宿泊地周辺の適切な医療機関）などについて保護者及び教職員間で共通理解を図ります。

食物アレルギーに対する児童生徒への指導

- ・ 児童生徒に対して、当該児童生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見やひやかし等が生じないよう配慮します。
- ・ 児童生徒が誤食に気がついたときや食後体調の変化を感じたときはすぐに申出るように指導します。
- ・ 食物アレルギーをもつ児童生徒が安全で楽しい給食の時間を送ることが出来るように配慮します。

学校給食に関する留意点

- ・ 配膳時、誤配がないか確認します。
- ・ 児童生徒が原因食物を除去して食べる（レベル1※）は、当日の献立と使用食品を確認します。さらに、児童生徒が原因食物を除去したか確認します。
- ・ 除去が困難で、対応が出来ない場合は、完全弁当対応又は一部弁当対応（レベル2※）にします。配膳の際は、「食物アレルギー対応確認票」に基づき当該児童生徒と教職員と一緒に確認します。
- ・ 除去食や代替食の場合（レベル3・4※）は、原則、学級担任が給食調理員等から直接受け取り、学年組、氏名、献立名と除去内容を確認します。
- ・ 食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番を行う際には、原因食物に触れることがないように配慮します。

※ 「レベル」については、P23 以降を参照

③ 養護教諭・保健主事の役割

アレルギー疾患の児童生徒、保護者への対応

- ・ 学級担任、栄養教諭等との連携を図ります。
- ・ 保護者の申出や各調査等により食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を望む保護者には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼します。
- ・ 保護者との面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認します。
- ・ 「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」を作成します。
- ・ 主治医、学校医と連携を図り、当該児童生徒にアレルギー症状が出た場合の応急手当ての方法や連絡先を確認します（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む。）。

教職員への指導

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に学級担任、栄養教諭等、他の校内職員との連携を図ります。
- ・ 除去食等の食物アレルギー対応をしている場合は、職員間での情報を共有し、学級担任以外でも給食・昼食時の食物アレルギーに対応できるようにします。
- ・ 緊急時の対応や主治医や保護者の連絡先、保護者からの情報を教職員に伝えます。

④ 給食主任の役割

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を持ちます。
- ・ 保護者と面談を行い、学校生活の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認します。
- ・ 栄養教諭等の未配置校や受配校においては、ブロック栄養士との連携を図ります。

⑤ 栄養教諭等の役割

学校給食の除去等が必要な児童生徒の保護者への対応

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を持ちます。
- ・ 学級担任、養護教諭等と共に、保護者と対応について定期的に確認します。
- ・ 給食献立の情報（加工食品等の原材料や原料配合割合、対応献立等）を保護者へ提供します。

教職員・給食調理員への対応

- ・ 学校給食で対応できる内容を関係職員と十分に調整し、校長に報告します。
- ・ 給食調理員等と調理作業の綿密な打ち合わせを行います。混入・誤配食がないように留意し、作成した作業工程表・作業動線図を確認します。
- ・ 給食時の注意点や給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導等を教職員に伝えます。

個別的な相談指導への取り組み

- ・ 必要に応じて、保護者と面談を行い、課題や状況を確認し学校給食における対応及び個別的な相談指導を行います。
- ・ 保護者からの面談の希望があった場合は、日程を調整して応じます。

栄養教諭・学校栄養職員の未配置校や受配校への対応

- ・ アレルギー対応献立表の作成にあたり助言・指導を行います。
- ・ 給食調理員等へアレルギー対応に関する指導・助言を行います。

⑥ 学校医・学校薬剤師の役割

- ・ 学校と連携し、専門的立場から食物アレルギー対応に関する指導・助言を行い、必要に応じ、校内食物アレルギー対応委員会に出席します。

⑦ 給食調理員の役割

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を持ちます。
- ・ 学校給食でできる対応について、関係職員と共通理解を図ります。
- ・ 校内食物アレルギー対応委員会の決定事項に基づいた調理法について栄養教諭等と協議・検討します。
- ・ 混入・誤配食がないように、調理作業の綿密な打ち合わせを行い、作業工程表・作業動線図を確認し、調理します。
- ・ 物資の表示を確認し、原材料に除去すべき食品があった場合は速やかに関係者に報告します。

Ⅲ 学校給食における対応

1 基本方針

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりではなく、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはありません。食物アレルギーの児童生徒がほかの児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切です。

食物アレルギーのある児童生徒は原因食物や症状の程度が一人一人異なるため、アレルギー症状を正しく理解することが重要です。また、学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、家庭での対応以上の対応を学校給食で行わないようにします。

さらに、学校給食によるアレルギー症状を起こさないため、安全性を最優先とした原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）による除去食を基本としつつ、各学校及び調理場の能力や環境に応じて、保護者と十分な協議を行いながら実施します。

2 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に実施します。

- (1) 医師による食物アレルギーの診断と学校給食における食物除去の指示がなされている（原則として食物アレルギー専門医の診断とする。）。
- (2) 症状に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、定期的に受診し、医師の評価を受け、少なくとも1年に1回、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去を行うなど食物除去を行っている（食物経口負荷試験を受けることが望ましい。）。
- (4) 学校生活管理指導表をもとに、学校等の関係者と面談を行っている。

対応の変更・解除について

変更：症状に変更が生じた場合は、随時、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を受け、面談したうえで対応を決定する。

解除：食物アレルギー対応が解除となる場合は、医師の診断に基づき、食物アレルギー対応解除申請書（様式第8号）の提出により、対応を解除する。

3 学校給食における主な対応方法

給食の提供におけるアレルギー対応には、以下のような種類があります。最適な対応レベルの組み合わせを考えて、実施してください。

- (1) **【レベル1】** 詳細な献立表による対応
- (2) **【レベル2】** 弁当対応（完全弁当対応又は一部弁当対応）
- (3) **【レベル3】** 除去食対応 ※共同調理場は乳・卵セット除去
- (4) **【レベル4】** 代替食対応

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び調理場の施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、「校内食物アレルギー対応委員会」が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。

(1) 【レベル1】 詳細な献立表による対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布し、それを元に保護者や学級担任などの指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を除去しながら食べる対応です。

対 象

- ・ 単品で提供されるものについて、本人が原因食物を取り除くことができる場合

注意点

- ・ 保護者が詳細な献立表を確認し、本人に取り除く食品をよく理解させておくこと、学級担任に取り除く食品を連絡することについて協力を求めます。
- ・ 学級担任は除去する原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・ 誤って食べてしまった場合の対処方法を全教職員で確認しておきます。
- ・ 献立表作成に当たっては、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・ 学級担任が不在時の対応（代理者等）を明確にしておきます。

(2) [レベル2] 弁当対応（完全弁当対応又は一部弁当対応）

全ての学校給食に対して、普段除去食や代替食対応を実施している中で、除去が困難で、対応が出来ない場合に弁当を持参させます。なお、レベル1同様、学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布します。

- 完全弁当対応：全ての料理において、弁当を持参します。
- 一部弁当対応：除去食や代替食対応が困難な料理のみ持参します。

① 完全弁当対応をする場合

対 象

- ・ 原因食物の種類が多い場合や、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、予定献立の学校給食を食べることができないと判断される場合

注意点

- ・ 食物アレルギーのある児童生徒を学級担任が理解するとともに、他の児童生徒にも十分理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮します。
- ・ 給食当番を行う際には原因食物に触れることがないように学級担任が配慮します。
- ・ 弁当の保管場所を確保し、誤配や誤食がないように安全で衛生的に保管します。

② 一部弁当対応をする場合

対 象

- ・ 原因食物を給食に使用しており、調理の過程で除去が困難な場合

注意点

- ・ 予定献立の食材を保護者に知らせ、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に決めておきます。

[家から持参した弁当の保管例]

- ・ 朝、児童生徒は登校したら、教職員に声をかけて、職員室又は教室の決められた場所に保管します（場合により、保冷剤や保温容器等を使用するよう保護者へお願いします。）。
- ・ 原因食物が異なるため、レンジ等で温めはしないようにします。
- ・ 誤配がないように、弁当箱や弁当袋に必ず氏名を明記します。
- ・ 給食の時間に、本人と教職員が確認して取り出します。

(3) [レベル3] 除去食対応

単独調理場

申請のあった原因食物を除いた学校給食を提供します。なお、レベル1同様、学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布します。

共同調理場

「乳」と「卵」の両方を除いた学校給食を提供します。（複雑な対応とならないよう、どちらか一方の除去はできません。）。なお、レベル1同様、学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布します。

対 象

- 原因食物を給食に使用しており、調理過程で除去が可能な場合

注意点

- 主治医等の診断、食事指示に沿って可能な範囲で対応します。
- 安全性を優先とし、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品（当該原因食物は、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」P.19を参照）については、基本的に除去はしません。これらについて対応が必要な児童生徒については、当該原因食物に対し、重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮します。

原因食品	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
卵	卵殻カルシウム
乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ、酢、みそ
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤
肉類	エキス

- 原因食物別に段階を設けて対応しようとする、対応が複雑化し、混入や誤食事故の原因となるので、できるだけ単純化します。
- 除去食実施日の栄養の不足については、家庭で補えるように保護者に協力を求めます。

(4) [レベル4] 代替食対応

申請のあった原因食物を学校給食から除き、別の食品を用いて給食を提供します。なお、レベル1同様、学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布します。

対 象

- ・ レベル3に加えて、代替の食品が調達できるとともに、安全に配慮して実施が可能な場合

注意点

- ・ 代替食を提供する場合は、「食物アレルギー対応食申請書兼同意書」の提出を求めます。
- ・ その日の献立にない原材料を使用する場合は、保存食や検食の分も調達する必要があります。
- ・ 調理作業は区画された場所で行い、通常給食とはまったく別の調理作業が出来るよう、細心の注意を払いながら実施します。
- ・ 学校においては、誤配・誤食のないように安全や衛生等に留意して給食を実施します。



4 アレルギー対応を行うにあたって注意すること

(1) 献立を作成するとき

- ・ 同じ原因食物が、すべての料理に入らないようにします（例：原因食物「卵」オムレツ＋卵スープなど）。
- ・ 作業工程が複雑にならないようにします。
- ・ 小学校以降に初めて食物アレルギーを発症することは稀ではなく、特にそば・落花生（ピーナッツ）や、新規発症の原因となりやすい食べ物（くるみ・アーモンド・カシューナッツ・ピスタチオやキウイフルーツ）は、原則として給食では使用しません。

(2) アレルギー用の献立表を作成するとき

- ・ 加工品等については、原材料を調査し、献立表に表記する際は、原材料の転記漏れ等の誤りを防ぐため、学校から保護者あてに、加工食品に係る成分表を添付し配布、又はURL・QRコードで通知します。
- ・ 記入漏れなど間違いがないように複数の関係者が確認します。
- ・ 事前に保護者や学級担任などへ送付します。

(3) 発注・検収のとき

【発注時】

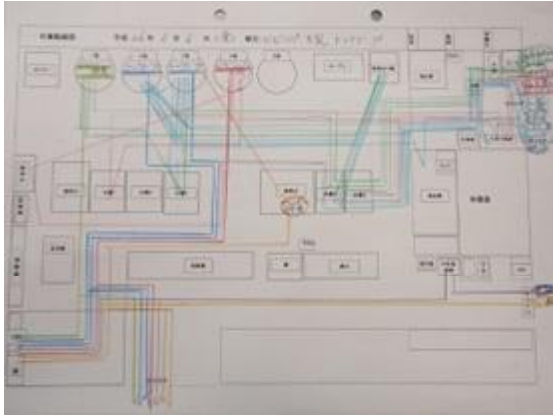
- ・ 事前に可能な限り原因食物情報を把握します。さらに加工食品や調味料については、原材料配合表やアレルギー表示・コンタミネーション（※）などの資料提供を業者に求め確認します。

※ コンタミネーションとは、食品を製造するときに原材料としては使用されていませんが、意図しないで最終製品に特定原材料などが混入してしまうことをいいます。

【検収時】

- ・ 納品された食材が発注したものであるか、確実に検収します。
- ・ 共同調理場の受配校において、デザートなどが納品業者から直接納入される場合は、受配校の検収責任者が検収し確認します。

(4) 除去食・代替食の調理作業、配食のとき



ア 調理室内に除去食一覧表、調理指示書、作業工程表、動線図（通常の調理工程の他に、食物アレルギー対応の工程も記載し、対応を明確にする。）を掲示し、危機管理と衛生管理体制を確立します。

【除去食、代替食の場合】

- ・ 除去食（代替食）調理担当者を決めます。
- ・ 除去（代替）する食品を確認し、アレルギー対応用の調理指示書、作業工程表、動線図により、綿密な打ち合わせを行います。

イ 調理作業中にコンタミネーションが起こらないよう、区分された調理場所が望ましいですが

アレルギー確認	年 組	名前	対応
	192		卵・小麦（トウモロコシ）
	103		〃
	692		〃

調理室の一角を専用スペースとして設置します。

調理場所を配慮するとともに、原因食物を含む食品の取り扱い、器具・食器・エプロン等の使い分けを徹底します。

ウ 加熱調理の温度確認や衛生的な取り扱いなど、通常の献立と同様にし、保存食の採取や検食を行います。

エ 誤って配食することのないように、学年組・氏名・対応内容等を明記し、配食時の混入が生じないよう配慮します。

オ 常に対象児童の学年組・氏名・献立名・対応内容が分かるような表示をつけます。

カ 食物アレルギー対応確認票（P. 47）等を使用し確実に配食できたか、複数で確認し、最終チェックをします。

どの料理が対応食かを一目で判断できるように工夫します。

(5) 対応食引き渡し（単独校）やコンテナ（親子方式・共同調理場）での
配送のとき

ア 対応食引き渡しのとき（単独校の場合）

- ・ 配膳室等で対応食を引き渡す時は、直接、学級担任等に渡します。
- ・ 対応食に表示された学年組・氏名・献立名・対応内容を確認します。

イ コンテナでの配送のとき（親子方式・共同調理場の場合）

- ・ 複数校受け持つので、分かりやすい表示で配送先を間違えないようにする工夫をします。
- ・ 共同調理場方式の場合は、学級担任に直接渡すことができないため、特に連絡体制に注意します。

(6) 学級での配膳のとき

ア **【レベル1】** 詳細な献立表による対応の場合

【学級担任等】

- ・ 保護者の確認に基づいて対応します。
- ・ 誤食事故が起きないように、除去食物と給食内容を「食物アレルギー対応確認票」に基づき毎日確認します。

【児童生徒】

- ・ 保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し、除去対応を行います。

イ **【レベル2】** 弁当持参対応の場合（一部又は全部）

【学級担任等】

- ・ 保護者の確認に基づいて対応します。
- ・ 一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故がおきないように「食物アレルギー対応確認票」に基づき毎日確認します。

【児童生徒】

- ・ 保護者との確認に基づいて対応します。
- ・ 持参した弁当が自分のものであるか、本人と教職員が確認します。

ウ **【レベル3】** 除去食・代替食対応の場合

【学級担任等】

- ・ 対応食を受け取り、表示された学年組・氏名・献立名・対応内容を本人と口頭で確認します。
- ・ 直接受け取れない場合は、特に連絡体制に注意し、「食物アレルギー対応確認票」に基づき毎日確認（P. 53・54）します。

- ・ 同じクラスに違う食品の除去食や代替食の対応者がいる場合、特に注意します。

【児童生徒】

- ・ 自分自身でも対応食を確認し、食べ始めるまで学年組・氏名等の書かれたものをはずさないようにします。

(7) 給食を食べるとき

ア 【レベル1】 【レベル2】 詳細な献立表による対応・弁当持参対応の場合
【学級担任】

- ・ 食物アレルギー対象児童生徒が体調不良などの異変を起こしていないか、十分留意します。
- ・ おかわりをする場合は、誤食の危険があるため、**原則として食物アレルギーの児童生徒におかわりさせないようにします。**

イ 【レベル3】 除去食・代替食対応の場合
【学級担任】

- ・ 食物アレルギー対象児童生徒が体調不良などの異変を起こしていないか、十分留意します。
- ・ 座席の位置を工夫するなど、原因食物と接触しないようにします。
- ・ おかわりをする場合は、誤食の危険があるため、**原則として食物アレルギーの児童生徒におかわりさせないようにします。**

【児童生徒】

- ・ 学年組・氏名・対応内容の表示を確認してから食事をはじめます。
- ・ 他の児童生徒の給食を食べないように十分注意します。

【他の児童生徒】

- ・ 食物アレルギーの児童生徒を理解し、対応食以外の給食を食べさせないようにします。

(8) 片付けのとき

片付け中に食物アレルギー対象児童が原因食物に接触しないようにします。
(給食当番活動・牛乳パックを片付ける時などの配慮)

(9) その他

献立に変更があった場合、学校長・学級担任・保護者へ確実に連絡します。

5 教室での給食対応の留意点

	レベル1 自分で除去	レベル2 弁当持参	レベル3・4 除去・代替食を提供
給食準備	学級担任 ➡ 学級の児童生徒		
		○ 給食時間に確実に該当児童生徒に届くよう配慮する。 ○ 食器等についても配慮する。	○ 誤配のないように、本人・他の児童生徒に注意する。 ○ 原因食物が、該当児童生徒に付着しないように注意する。 ○ 座席等にも配慮する。
	○ 食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番をする場合には、原因食物に触れないよう、配慮する。		
給食時間	学級担任 ➡ 食物アレルギーの児童生徒		
	○ 児童生徒の発達段階により、必要に応じて担任の指導のもと確実に除去できるようにする。		
	○ 除去して食べていることを確認する。	○ 弁当を食べていることを確認する。	○ 該当児童生徒に除去食・代替食が確実に配食されたか確認する。
給食終了後	学級担任 ➡ 学級の児童生徒		
	○ クラスの他の児童生徒に食物アレルギーの特性を理解させ、強要したり・勧めたりしないように指導する。 ○ 給食時間中は、接触や誤飲・誤食に十分配慮する。 ○ 誤飲・誤食があった場合は、「学校における食物アレルギー緊急（アナフィラキシーが疑われる）時の対応」（P31からP33）に沿って全職員で対応に当たる。 （必要に応じて保護者への連絡、所持薬の使用、救急車の要請を行う）		
	○ 担任は、食物アレルギーをもつ児童生徒の健康観察を行う。 ○ 給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。 →異常なしは通常生活 →異常ありは「学校における食物アレルギー緊急（アナフィラキシーが疑われる）時の対応」（P31からP33）に沿って全職員で対応に当たる。 （必要に応じて保護者への連絡、所持薬の使用、救急車の要請等を行う）		

IV 学校における食物アレルギー緊急（アナフィラキシーが疑われる）時の対応

※ 緊急性が高いアレルギー症状があるか **5分以内に判断**する！

エピペン®注射の適応

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳込み
- ゼーゼーする呼吸

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできないほどの）おなかの痛み
- 繰り返し吐き続ける

※日本小児アレルギー学会「一般向けエピペンの適応」より引用

あり

1つでもあてはまる場合、
迷ったらエピペン®を打つ！

直ちにエピペン®を使用する

※ あお向けで、足を高くして寝かせる 注

救急車を要請する（119番通報）

※ 救急隊にエピペン®を使用したことを伝える
（使用済みエピペン®を渡す）

- その場で安静にして救急隊を待つ
- 症状の観察を継続する
- 処方されている場合は、内服薬を飲ませる

緊急性が高い症状が
みられたら・・・

注：吐き気がある場合は左（右）側臥位をとらせる。また、呼吸がゼーゼーやヒューヒューして、あお向けになれない場合は、上半身を起こして寄りかかる姿勢でないと苦しい場合がある。

なし

処方されている場合内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬など）を飲ませる

可能なら、保健室等の安静（あお向けに寝かせられる）にできる場所へ移動 注

- 症状は急激に変化することもあるため、5分毎に、注意深く症状を観察する
- 特に「緊急性が高いアレルギー症状」の出現に注意する

- ◆ 子どもの付き添い・見守りは、常に2人以上の教職員で行うこと。
- ◆ 内服薬を飲んだあとに、エピペン®を使用することも可能。
- ◆ 水戸市教育委員会 学校給食共同調理場（TEL 251-3561）及び学校管理課（TEL 306-8673）へ連絡する。

エピペン®の使用について



① 携帯用ケースからエピペン®を取り出します。



② オレンジ色の先端を下に向けてエピペン®のまん中を片手でしっかりと握り、もう一方の手で青色の安全キャップを外します。

(図1)

※ オレンジ色の先端や、安全キャップを外した天面を指で押さないよう気をつけます。



③ 太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色の先端を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押し付けます。(図2) そのまま5つ数えた後、エピペンを抜き取ります。

※ 太ももの前外側以外には注射しないでください。

※ 左図のように、ズボン等衣類の上から打つこともできます。(図3)



④ エピペン®を太ももから離しオレンジ色の先端が、使用前より伸びていることを確認します。(図4)

※ 針は、カバーで覆われ見えなくなっていますが、オレンジ色の先端を押したりしないよう気をつけます。

※ オレンジ色の先端が伸びていない場合は、③に戻ります。



⑤ 使用後のエピペン®はオレンジ色の先端から携帯用ケースに戻します。

※ 使用後は、携帯用ケースのふたは閉まりません。



⑥ 救急隊にエピペン®を使用したことを伝え、使用済みのエピペン®も渡します。

アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えてアドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）や内服薬等が処方されていることがありますので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるよう教職員全員の研修、及び情報共有をしておく必要があります。

また、現場に居合わせた際は、「あわてない、あせらない」ことが大切です。

学校における食物アレルギー緊急時の対応

※ 緊急性が高いアレルギー症状があるか5分以内に判断する！

※ 迷ったらエピペンを打つ！ただちに119番通報をする！

＜緊急性が高いアレルギー症状＞

《全身の症状》

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
または不規則
- ☐ 唇や爪が白い

《呼吸器の症状》

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ぜーぜーする呼吸

《消化器の症状》

- ☐ 我慢できない腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける

「1つでもあてはまる場合」

「ない場合」

いずれの場合も

- ① ただちにエピペン®を使用する ※裏面参照
- ② 救急車を要請する（119番通報）
- ③ その場で安静にする ※下記の体位参照
- ④ その場で救急隊を待つ
* 救急隊にエピペン®を使用したことを伝える
（使用済みエピペン®を渡す）
- ⑤ 処方されている場合、可能なら内服薬を飲ませる
- ⑥ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生やAEDを行う

- ① 処方されている場合
内服薬を飲ませる
- ② 保健室や安静できる
場所へ移動する
- ③ 症状を観察する

保護者及び
教育委員会に
連絡する

《連絡先》

★共同調理場
(☎：029-251-3561)
★学校管理課
(☎：029-306-8673)

安静を保つ体位

ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、
あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けに
なれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を
起こし後ろに寄りかからせる

◆付き添い・見守りは、常に2人以上で行う。

◆内服薬を飲んだあとに、エピペン®を使用することも可能。

水戸市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
水 戸 市 教 育 委 員 会

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペンの先端を軽くあて、カチッと音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える

※注射した後すぐ抜かない
※押しつけたまま5つ数える

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は④に戻る

介助者がいる場合



介助者は、児童生徒の太ももの付け根と膝をしっかり抑え、動かないように固定する。

注射する位置

- ・衣類の上から打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中（A）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



- ◆使用後のエピペン®はオレンジ色の先端から携帯用ケースに戻す（※使用後は携帯用ケースのふたは閉まらない）
- ◆救急隊にエピペン®を使用したことを伝え、使用済みのエピペン®を渡す

学校内での役割分担

管理・監督者

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者・観察係

- ☐ 対象者から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める
- ☐ 教職員に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

連絡係

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

準備係

- ☐ エピペンの準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

記録

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペンを使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

その他

- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

◆ 様式9号及び様式第10号（緊急時対応カード及び記録用紙）を使用する

V 参 考 様 式 集



様式一覧

様式	名称	内容	流れ	写しの提出
様式第1号	食物アレルギー調査アンケート (新入学児童用)	食物アレルギー有無及び学校給食での食物アレルギー対応希望の有無の確認。	学校保健給食課→保護者→学校	○
様式第2号	食物アレルギー調査アンケート (在校生・転入生・短期留学生等用)	食物アレルギー有無及び学校給食での食物アレルギー対応希望の有無の確認。	学校→保護者→学校	○
様式第3号	「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等提出について	学校生活において食物アレルギーの管理が必要と考える児童生徒の保護者あての文書。 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及び様式第4号と一緒に保護者に配布する。	学校→保護者	○
様式第4号	食物アレルギーに関する調査票 (保護者記入用)	様式第3号及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）と一緒に保護者に配布する。	学校→保護者→学校	○
様式第5号	食物アレルギー対応面談表	食物アレルギー対応の保護者面談時に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及び様式第4号とともに確認し記録する。		
様式第6号	食物アレルギー児童生徒個別支援プラン	保護者の面談後、校内食物アレルギー対応検討委員会では対応方法の検討・決定を行い、作成する。	学校→保護者→学校	○
様式第7号	食物アレルギー対応確認書・承諾書	毎月、保護者との食物アレルギー対応の確認に使用する。	学校→保護者→学校	
様式第8号	食物アレルギー対応解除申請書	食物アレルギー対応が解除となる場合に、医師の診断に基づき、保護者が記入する。	学校→保護者→学校	○
様式第9号	緊急時対応カード	緊急時の症状を確認し、記録する。		
様式第10号	緊急時対応カード（記録用紙）	緊急時の症状を確認し、記録する。		
	食物アレルギー事故発生状況報告書（アナフィラキシー疑い・誤食含む）	食物アレルギーによるアナフィラキシー（疑い・誤食を含む）の発症後、速やかに学校給食共同調理場及び学校管理課に電話連絡し、報告様式に現在分かる範囲で記入しC4thで送付する。その後の状況を随時記入しC4thで送付する。	学校→共同調理場 学校→学校管理課	

※ 提出の欄に○の付いている様式は、写しを教育委員会(共同調理場)へ提出する。

(提出時期は、P.9～P.13を参照)

※ 全員、御提出をお願いいたします。御記入のうえ、就学時健康診断当日 持参してください。

様式第1号

新入児保護者様

水戸市教育委員会

食物アレルギー調査アンケート

記入前に、別紙「食物アレルギー調査アンケート記入要領」をお読みいただき、「記入例」を参考に記載をお願いいたします。

健診会場名(※)	学校	番号(※)	No.
ふりがな 児童氏名		ふりがな 保護者氏名	
幼稚園・保育所名		電話番号	自宅 携帯

※別添「就学時健康診断通知書」に記載された健診会場名・番号(右上)を記入してください。

1 過去に、食物でアナフィラキシー(※1)を起こしたことがありますか。

☐ いいえ ☐ はい (発症時期: 年 月 (歳)頃)

2 過去に、食物でアナフィラキシーショック(※2)を起こしたことがありますか。

☐ いいえ ☐ はい (発症時期: 年 月 (歳)頃)

3 現在、食物アレルギーがありますか。

☐ はい (原因食物名:) ☐ いいえ → 調査は終了です。

※「はい」を選んだ方のみ、4以降へ進んでください。

4 直近で医師の診断を受けていますか。

☐ いいえ

☐ はい (病院名: 直近の受診時期: 年 月頃)

5 学校給食での食物アレルギー対応を希望しますか。

☐ いいえ

☐ はい (対応を希望する場合、必ず医療機関を受診の上、生活管理指導表等の提出、個別面談を後日お願いいたします。)

※学校給食における食物アレルギー対応では、安全性を最優先とするため、事故防止の観点から原因食物の複雑な対応はせず、「原因食物の完全除去*」または「献立表どおりの給食」のいずれかの対応を原則とします。(二者択一)

*完全除去: 申請された原因食物を完全に取り除くこと

※児童生徒の安全を第一に考え、できる限り対応してまいります。御希望の対応ができない場合もあることを御理解くださいますようお願いいたします。

※1 アナフィラキシー…アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴(ゼーゼーした呼吸)や呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。

※2 アナフィラキシーショック…アナフィラキシーによって、急激に血圧が低下し、意識の低下や脱力をきたすなど、生命に危険な状態になること。

本調査は毎年実施しておりますので、御協力をお願いいたします。

※ 年 月 日 () までに学級担任へ御提出ください。

記入前に、別紙「食物アレルギー調査アンケート記入要領」をお読みください。(設問1～3は全員御回答ください。設問4以降は該当者のみ御回答ください。)

食物アレルギー調査アンケート

記入日 年 月 日

ふりがな 児童・生徒氏名		ふりがな 保護者氏名	
学年・組	年 組 番	電話番号	自宅 携帯

1 過去に、食物でアナフィラキシー(※1)を起こしたことがありますか。

☐いいえ ☐はい (発症時期: 年 月 (歳)頃)

2 過去に、食物でアナフィラキシーショック(※2)を起こしたことがありますか。

☐いいえ ☐はい (発症時期: 年 月 (歳)頃)

3 現在、食物アレルギーがありますか。

☐はい(原因食物名:) ☐いいえ →調査は終了です。

※「はい」を選んだ方のみ、4以降へ進んでください。

4 直近で医師の診断を受けていますか。

☐いいえ

☐はい (病院名: 直近の受診時期: 年 月頃)

5 学校給食での食物アレルギー対応を希望しますか。

☐いいえ

☐はい (対応を希望する場合、必ず医療機関を受診の上、生活管理指導表等の提出、個別面談を後日お願いいたします。)

※学校給食における食物アレルギー対応では、安全性を最優先とするため、事故防止の観点から原因食物の複雑な対応はせず、「原因食物の完全除去※」または「献立表通りの給食」のいずれかの対応を原則とします。(二者択一)

※完全除去: 申請された原因食物を完全に取り除くこと

※児童生徒の安全を第一に考え、できる限り対応してまいりますが、御希望の対応ができない場合もあることを御理解くださいますようお願いいたします。

※1 アナフィラキシー…アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴(ゼーゼーした呼吸)や呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。

※2 アナフィラキシーショック…アナフィラキシーによって、急激に血圧が低下し、意識の低下や脱力をきたすなど、生命に危険な状態になること。

問合せ先 水戸市立 学校
担当
電話

(別紙)

◇ 「食物アレルギー調査アンケート」記入要領 ◇

問1 過去に、食物でアナフィラキシーを起こしたことがありますか。

(1) 「はい」にチェックをした方は、発症時期を記入してください。

問2 過去に、食物でアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。

(1) 「はい」にチェックをした方は、発症時期を記入してください。

問3 現在、食物アレルギーがありますか。

(1) 「はい」にチェックをした方は、原因食物名を記入し「4」「5」へ進んでください。

※給食に提供されない食材についても、給食対応の有無に関わらず、必ず御記入ください。

(2) 「いいえ」にチェックをした方は、調査終了です。

問4 直近で医師の診断を受けていますか。

(1) 「はい」にチェックをした方は、病院名及び直近の受診時期を記入してください。

問5 学校給食での対応を希望しますか。

(1) 学校給食において、「そば」、「ピーナッツ」、「くるみ」、「アーモンド」、「カシューナッツ」、「ピスタチオ」、「いくら」、「キウイフルーツ」、「生卵」は提供しないため、これらのアレルギーの方は、「いいえ」にチェックしてください。

(2) 「はい」にチェックをした方は、後日「生活管理指導表等の提出、個別面談」を実施いたします。

【 参考 】 水戸市の学校給食食物アレルギーの対応

対 応	小学校・義務教育学校 (親子方式・子校含む)	中学校 (共同調理場で調理し各学校へ配送)
レベル1 (詳細な献立表の提供)	対応あり	対応あり
レベル2 (弁当対応 一部・全部)	対応あり	対応あり
レベル3 (除去食の提供)	対応あり	「乳と卵」の両方の除去のみ ※ 給食を安全に提供するため、両方を 合わせた除去とする
レベル4 (代替食の提供)	対応なし ※ 給食を安全に提供するため、当面 はレベル3までの実施とする	対応なし ※ 給食を安全に提供するため、当面は レベル3までの実施とする

※ 校舎の改修等で小学校・義務教育学校で調理ができない場合は、共同調理場からの配送となり、食物アレルギーの対応も中学校と同様になります。

保護者 様

学校

校長

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」等の提出について(依頼)

()の候、保護者の皆様には益々御健勝のことと存じます。

平素は、本校の教育に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本校では、アレルギーを有する児童生徒の学校生活をより安全で安心なものとするため、アレルギーについて詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、学校生活において特に配慮や健康管理が必要な場合は、別添「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を主治医に記入していただき、学校に御提出くださいますようお願いいたします。なお、文書料が必要な場合がありますが、御了承ください。

あわせて、下記様式についても御提出願います。

なお、御提出いただいた学校生活管理指導表等を基に、学校での具体的な取組やより適切な健康管理、対応方法等を検討するため、保護者の方と面談することとしておりますので、御協力をお願いいたします。

記

提出日等は学校毎に設定し、記載してください。

提出物 「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」
様式第4号「食物アレルギーに関する調査票 (保護者記入用)」

付記

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。(改善があった場合には随時取り下げもできる。)

問合せ先
水戸市立 学校
担当
電話

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組

提出日 _____年 ____月 ____日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____
アナフィラキシー （あり・なし） 食物アレルギー （あり・なし）	A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
	B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ 4. 昆虫（ _____ ） 5. 医薬品（ _____ ） 6. その他（ _____ ）	C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清成分カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵（ _____ ） 2. 牛乳・乳製品（ _____ ） 3. 小麦（ _____ ） 4. ソバ（ _____ ） 5. ピーナッツ（ _____ ） 6. 甲殻類（ _____ ）（すべて・エビ・カニ） 7. 木の实類（ _____ ）（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド） 8. 果物類（ _____ ） 9. 魚類（ _____ ） 10. 肉類（ _____ ） 11. その他1（ _____ ） 12. その他2（ _____ ）	【除去根拠】 該当するものを全てを（ ）内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 （ ）に具体的な食品名を記載		
	D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ _____ ）			
気管支ぜん息 （あり・なし）	病型・治療 A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 _____ 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 _____ 3. その他 _____ B-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 _____ 薬剤名 _____ 2. その他 _____ B-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 _____ 薬剤名 _____ C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 _____ 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 2. ベータ刺激薬内服 _____	学校生活上の留意点 A 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ●軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ●強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ） B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項（自由記述）	年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）	A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項（自由記載）	年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）	A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項（自由記載）	年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

学校生活管理指導表の記載方法について

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____		
	Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ 4. 昆虫 _____ 5. 医薬品 _____ 6. その他 _____	Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 原因食物を除去する場合には適切な除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 例：卵製カールシウム 牛乳：乳糖・乳糖酸カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コメ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いわしだし・魚醤 肉類：エキス			
	Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () _____ 2. 牛乳・乳製品 () _____ 3. 小麦 () _____ 4. ソバ () _____ 5. ビーナッツ () _____ 6. 甲殻類 () _____ 7. 木の实類 () _____ 8. 果物類 () _____ 9. 魚類 () _____ 10. 肉類 () _____ 11. その他1 () _____ 12. その他2 () _____	【除去根拠】 該当するものを（ ）内に記載 ① 明らか症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ 臨床抗体検査結果陽性 ④ 本指導			
	Ⅳ 緊急時に備えた処置 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン」） 3. その他 _____				
気管支ぜん息 (あり・なし)	Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____		
	Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 1. ステロイド吸入薬 () _____ 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () _____ 3. その他 _____	Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 薬剤名 _____ 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () _____ 2. その他 _____			
	Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 薬剤名 _____ 1. 生物学的製剤 () _____	Ⅱ-4 発作時の対応 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 1. ベータ刺激薬吸入 () _____ 2. ベータ刺激薬内服 () _____			

保護者の方へ

- ①食物アレルギー・アナフィラキシーが「あり」の場合、保護者の緊急連絡先を記入してください。
- ②緊急時対応のため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された情報を、全教職員で共有する必要があります。同意していただける場合には、裏面の保護者名欄に署名をお願いします。

様式第4号（P1）

食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用）

年 月 日

水戸市立 学校長 様

児童 生徒	年	組	氏 名		生年 月日	年 月 日	年齢	歳
住所					電話 番号		保護者 氏 名	

本面談調書を基に、面談を実施します。漏れのないように記入してください。

1 保護者の緊急連絡先を記入してください。

優先 順位	氏名	続柄	電話番号	連絡先
1				自宅・職場・携帯
2				
3				

2 緊急時に搬送できる医療機関（かかりつけ医等）がありますか。

☐ なし

☐ あり

病院名		主治医名	
住 所		連 絡 先	

3 現在、アレルギー疾患治療のため、処方されている薬はありますか。

☐ いいえ

☐ はい 内服薬（ ）
外用薬（ ）
吸入薬（ ）
注射薬（☐ アドレナリン自己注射薬（エピペン）、 ）
その他（ ）

4 学校へ携帯する薬はありますか。

☐ いいえ

☐ はい（薬品名 ）

5 児童（生徒）自身で管理および使用ができますか。

☐ いいえ → 具体的な管理方法は学校と要相談 ☐ はい

6 食物アレルギーを起こす原因食物及び家庭の状況について記入してください。

食物品	アレルギーを起こす量	加熱の有無	家庭での対応状況
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱をすれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱をすれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱をすれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱をすれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱をすれば可 ☐ その他（ ）	

7 過去に除去対応を行っていたが、医師の診断により、現在、食べられるようになった食物はありますか。

食 物 名	食べられるようになった時期
	診断日： 年 月 日
	診断日： 年 月 日
	診断日： 年 月 日

8 原因食物を食べた際に生じる症状はどのようなものがありますか。

即時型反応	☐ ショック ☐ 咳き込み ☐ 呼吸困難 ☐ 嘔吐・腹痛 ☐ 蕁麻疹 ☐ 顔面紅潮 ☐ その他（ ）
非即時型反応	☐ 湿疹 ☐ 掻痒感 ☐ 下痢 ☐ その他（ ）

9 運動でアレルギーを起こしたことはありますか。

☐ いいえ ☐ はい（☐食事との関連あり ☐食事との関連なし）

様式第4号（P 3）

10 アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。

☐ いいえ

☐ はい

回数	原因食物	直近の発症日
回		年 月 日

11 万が一、アレルギー症状をおこした場合、特に留意すべき対応について記載してください。

（対応方法等： _____）

12 主治医から運動や課外活動について注意を受けていることはありますか。

☐ いいえ

☐ はい → 主治医からの指示内容を下記に記載してください。

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有することに同意します。

保護者署名 _____

様式第 5 号

令和 年度 食物アレルギー対応面談表

水戸市立

学校

※ 出席者：校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・養護教諭・給食主任・栄養教諭等・市栄養士・その他（ ）○をつける

面談日	年 月 日	面接者	さん 保護者	面接担当者																
【確認事項】																				
チェック欄	質問内容		確認・記録																	
	1 「学校生活管理指導表」の記載事項の確認																			
	(1) 食物アレルギー及びアナフィラキシー		◆(あり・なし)記載の確認																	
	(2) A 食物アレルギーの病型の記載		◆ありの場合のみ記載																	
	(3) B アナフィラキシー病型		◆既往歴ありの場合のみ記載																	
	(4) C 原因食物・除去根拠		◆過去に除去食を行っていたが、現在は食べられるようになった食品の確認																	
	(3) 裏面(下段)保護者氏名の署名確認。		◆「学校における～共有することに同意します。」保護者氏名の署名確認。																	
	2 「様式4号」食物アレルギーに関する調査票の記載事項確認																			
	(1) 内服薬やエビベンを持っていますか。また、どのような時に使用するよう医師から指示を受けていますか。		◆内服薬(有・無)⇒ 使用条件・時期() ◆エビベン(有・無)⇒ 指示事項()																	
	(2) 薬やエビベンの保管場所(学校へ携帯の場合)及び、具体的な管理方法																			
	(3) 食物アレルギーの原因食物はなんですか。家庭では除去食はどのような対応をしていますか。		◆対応状況() ◆アレルギーを起こす量() ◆家庭での負荷試験(有・無)																	
	(4) 原因食物を摂取した場合、どのような症状が出ますか		◆皮膚症状 【かゆみ・じんましん・その他()】 ◆呼吸器症状 【せき・ぜん鳴(ゼーゼー・ヒューヒュー)その他()】 ◆粘膜症状 【かゆみ・腫れ・くしゃみ・鼻水・鼻づまり・その他()】 ◆消化器症状 【腹痛・下痢・その他()】																	
	(5) アナフィラキシーショックを起こしたことはありますか。その直近の発症日はいつですか。		◆アナフィラキシー(有・無) ◆アナフィラキシーショック(有・無) ◆運動誘発性(有・無) ◆直近の発症日(年 月 日)																	
	(6) 万が一、アレルギー症状を起こした場合、特に留意すべき対応(対処方法)はどのようにしていますか。																			
	(7) 本人は、アレルギー症状の出る食品を把握していますか。		◆(把握している ・ 把握していない)																	
	3 安全を最優先とし、弁当対応の考慮対象について																			
	(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある場合、非常に重篤と考えられる。 ⑦ 調味料・だし・添加物の除去が必要である(医師の診断がない限り配慮しない)		◆(はい ・ いいえ) ※ これらの対応が必要な児童生徒は、重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合は、弁当対応を考慮する旨を伝える。																	
	<table border="1"> <tr> <th>原因食品</th> <th>除去する必要のない調味料・だし・添加物等</th> </tr> <tr> <td>卵</td> <td>卵殻カルシウム</td> </tr> <tr> <td>乳</td> <td>乳糖、乳清たんぱく質</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>しょうゆ、酢、みそ</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>大豆油、しょうゆ、みそ</td> </tr> <tr> <td>ゴマ</td> <td>ゴマ油</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>かつおだし、いりこだし、魚醤</td> </tr> <tr> <td>肉類</td> <td>エキス</td> </tr> </table>		原因食品	除去する必要のない調味料・だし・添加物等	卵	卵殻カルシウム	乳	乳糖、乳清たんぱく質	小麦	しょうゆ、酢、みそ	大豆	大豆油、しょうゆ、みそ	ゴマ	ゴマ油	魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤	肉類	エキス		
原因食品	除去する必要のない調味料・だし・添加物等																			
卵	卵殻カルシウム																			
乳	乳糖、乳清たんぱく質																			
小麦	しょうゆ、酢、みそ																			
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ																			
ゴマ	ゴマ油																			
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤																			
肉類	エキス																			
	(2) 同一工場、同一製造ライン使用の場合、除去が必要である。		◆(はい ・ いいえ) ※コンタミネーション：食品の製造過程で、配合されていないアレルギー物質が微量に混入																	
	(3) 海藻等、えび・かにが混ざる漁法で採取している場合、除去が必要である。		◆(はい ・ いいえ)																	
	(4) かまぼこ原料のイトヨリダイ等が、えび・かにを捕食している場合、除去が必要か		◆(はい ・ いいえ)																	
	(5) 多品目の食物除去が必要な場合		◆(はい ・ いいえ)																	
	(6) 原因食物を少量食べられる場合でも、給食では安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とすることの説明																			
	(7) 毎月の食物アレルギー関係書類送付の説明		◆一部弁当対応の場合・・・成分表、食物アレルギー対応確認票、食物アレルギー対応確認書・承諾書等の書類を提示																	
	(8) 弁当(代替食)を持参する場合 ※ 調配がないように、必ず氏名を明記する。		◆保管方法() ◆保管場所()																	
	(9) おかわりについて説明		◆誤食の危険があるため、原則として食物アレルギーの児童生徒に、おかわりはさせない。																	
	(10) 当日の給食について、食べるか食べないかを本人(お子さん)が分かるようにして登校させる																			
	(11) 本人が医師の指示通りに、服薬やエビベンを打てない場合は、教職員が対応する。		◆保護者の同意を得る。																	
	(12) 対応の継続に当たっては、毎年、医師の診断書である「学校生活管理指導表」を提出いただくことが必要なこと。																			
	(13) クラスの児童生徒に、食物アレルギーの有無について知らせること																			
	(14) 学校生活で心配なこと		◆席順、教科(家庭科等)、給食当番等																	
	(15) 除去が不要になった場合は、様式8号「食物アレルギー対応解除申請書」の提出をお願いすること。		※ 原則として、食物アレルギー専門医の受診及び、食物アレルギー専門医の経口負荷試験を受けることが望ましいことについて伝える。																	

食物アレルギー児童生徒個別支援プラン（案・決定）

確認者										記入日	協議日
										① 年 月 日	年 月 日
										② 年 月 日	年 月 日

学年・組	名 前	性 別	生 年 月 日	保 護 者 氏 名
年 組		男・女	年 月 日 (歳)	印

〈緊急連絡先〉

(1) 通院している医療機関

→

(2) 緊急時に搬送できる医療機関

→

(3) 保護者連絡先

連絡 ()

→

I

原因食物

鶏卵 () ・乳 () ・小麦・そば・ピーナッツ・木の实 ()
 甲殻類 () ・果物類 () ・魚 () ・肉 ()
 その他 ()

II

食物アレルギー病型

即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

※1～Ⅲは、医師が作成する学校管理指導表（アレルギー疾患）を基に、○印及び原因食品を記入すること。

III

アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食品 ()	原因食品 ()	

学校給食の対応に○印をつけてください。（人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。）

レベル1（詳細な献立表対応）	レベル2（弁当対応）	レベル3（除去食対応）	レベル4（代替食対応）
	完全 一部 【弁当の保管場所・方法】		

		チェック項目	具体的な配慮と対応
学 校 で の 配 慮	給食	配膳方法・流れ (担任不在時の対応を含む)	
		配膳・片付け時の注意	
		除去する食品や内容について	
	食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について	
	運動 (体育・部活動など)	運動誘発アナフィラキシー	
		食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
宿 泊 を 伴 う 校 外 活 動	宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること	
		持参薬について	
	緊急時に備えての持参薬やエビペン®について	保管場所	
エビペン®の使用 (有・無)	保管方法		

様式第7号

食物アレルギー児童生徒個別支援プラン決定後、詳細な献立表を用いて月ごとに食物アレルギー対応食の確認をする。

年 月 日

水戸市立 学校校長 様

児童生徒氏名 _____ 性別 _____

学年・組 _____ 年 _____ 組

保護者氏名 _____
(自署)

食物アレルギー対応確認書・承諾書

() 月分 食物アレルギー対応については、別紙「献立対応予定表」を確認し、問題ないと判断いたしましたので承諾いたします。

※ 注意点等がありましたら御記入下さい。

※ 年 月 日 () までに学級担任へ提出してください。

受付日 年 月 日

校長	副校長 教 頭						

【小学校参考例】

〇〇小 年 組 〇〇 〇〇 (乳 アレルギー)

令和〇年〇月 食物アレルギー対応確認票

※教室で確認票に基づき、
児童と一緒に口頭で確認 → 押印 → 給食室戻し(毎日)
※出張等により学級担任が不在の時は、填補者は必ず給食の確認、
押印を行う。

水戸市立〇〇小学校

日 (曜)	こんだて	給食対応希望				おもにエネルギーのもとになる食品	おもに体をつくるもとになる食品	おもに体の調子をととのえる食品	調味料その他	給食室	担任	
		通常食	提供なし	代替品持参	除去食							
1 (月)	〇〇〇〇											
	牛乳						牛乳					
	〇〇〇〇					油	◆赤魚フライ					
	〇〇〇〇					油 三温糖	まぐろ水煮	なす かぼちゃ たまねぎ ピーマン 黄ピーマン エリンギ にんにく	ケチャップ コンソメ バジル粉 こしょう			
2 (火)	〇〇〇〇					レンズ豆 油		キャベツ にんじん しめじ セロリ こまつな	コンソメ 塩 こしょう			
	〇〇〇〇					はちみつパン						
	牛乳						牛乳					
	〇〇〇〇						ハンバーグ	トマト	ケチャップ ソース 酢 こしょう			
3 (水)	〇〇〇〇							こまつな キャベツ とうもろこし	塩 こしょう			
	〇〇〇〇					じゃがいも 油 米粉	とり肉 白いんげん豆 豆乳 豆乳クリーム	にんじん たまねぎ	コンソメ こしょう 塩 ドライパセリ			
	〇〇〇〇					ごはん						
	牛乳											
4 (木)	〇〇〇〇					油 三温糖 かたくり粉	ふた肉 絹揚げ	たまねぎ キャベツ にんじん だけのこ ほししいたけ チンゲンサイ しょうが にんにく	豆板醤 中華だし しょうゆ 酒			
	〇〇〇〇					ごま油 三温糖	ささみ水煮	ブロッコリー きゅうり	酢 しょうゆ			
	〇〇〇〇					ごはん						
	牛乳						牛乳					
5 (金)	〇〇〇〇					こんにゃく 油 三温糖	ごぼうメンチカツ					
	〇〇〇〇					さといも 油	ひじき 大豆 さつま揚げ		しょうゆ 酒			
	〇〇〇〇					ロールパン	豆腐 みそ	にんじん だいこん しめじ こまつな ねぎ	だし用かつお節			
	牛乳						牛乳					
	〇〇〇〇					さつまいも マカロニ 油 米粉	とり肉 白いんげん豆 豆乳 みそ	たまねぎ にんじん エリンギ ブロッコリー	白ワイン こしょう ロリエ コンソメ			
	〇〇〇〇					油	まぐろ水煮	キャベツ こまつな 黄ピーマン	酢 塩 こしょう			

※ 都合により献立を変更することがあります。ご了承ください。
※ ◆は、当月使用の加工品です。 加工品の内容配合についての詳細を知りたい場合には、学校へご連絡ください。

令和〇年度
〇ブロック
水戸市立学校給食共同調理場

〇月分 食物アレルギー対応確認票

【中学校参考例】

日 曜	献立名	使 用 す る 食 品 名						献食の提供を受ける(○)	代替品等	担任等 チェック欄 (毎日確認すること)
		主に体の組織をつくる		主に体の働きを助える		主にエネルギーになる				
		1群	2群	3群	4群	5群	6群			
		魚・肉・卵・豆・豆腐製品	牛乳・小豆・海藻	緑黄色野菜	その他の野菜・きのこ・海藻	穀類・いも類・豆類	油脂・塩類			
1 月	〇〇 牛乳		牛乳			ご飯				
	〇〇〇〇〇	ぶた肉			新芋・大根・しょうが・にんじん	砂糖	油	コープ・ジャン・てんぷら・めん・うどん・そば・うどん・うどん		
	〇〇〇〇〇			にんじん・小松菜	きゅうり・キャベツ	砂糖	ごま油・ごま	酢・醤油・塩		
	〇〇〇〇〇	とり肉・なると		にんじん・にら	椎茸・もやし・おぎ・しょうが	ワンタンの皮	ごま油	中華だし・醤油・塩・こしょう		
2 火	〇〇 牛乳		牛乳			ミルクパン				
	〇〇〇〇〇					◇野菜コロッケ	油			
	〇〇〇〇〇			ブロッコリー・ピーマン	煮ピーマン・きゅうり・キャベツ		油	酢・塩・こしょう		
	〇〇〇〇〇	とり肉・ひよこ豆・えんどう豆・ゆいも・げん豆・豆腐		にんじん・ブロッコリー	玉ねぎ・はくさい		油	白ワイン・コンソメ・塩・こしょう		
3 水	〇〇 牛乳		牛乳			ご飯				
	〇〇〇〇〇	ぶた肉		にんじん・トマト	にんにく・玉ねぎ	じゃがいも	油	シチュー・カレー・スープ・うどん・そば・うどん・うどん		
	〇〇〇〇〇	とり肉水煮		小松菜	きゅうり・キャベツ・煮ピーマン			オリーブオイル・醤油・酢・塩・こしょう		
	〇〇					はちみつパン				
4 木	〇〇 牛乳		牛乳							
	〇〇〇〇〇	◇ハンバーグ			にんにく・玉ねぎ	はちみつ	油	醤油・マスタード・こしょう		
	〇〇〇〇〇	まぐろ水煮		ブロッコリー・にんじん	とうもろこし		油	酢・塩・こしょう		
	〇〇〇〇〇	とり肉・白いんげん豆		にんじん・トマト	玉ねぎ・キャベツ・セロリ		油	トマト・ビュッレ・コンソメ・シチュー・カレー・スープ		
5 金	〇〇 牛乳		牛乳			ご飯				
	〇〇〇〇〇	◇さわら西京焼			キャベツ・きゅうり・大根・しょうが			醤油・塩		
	〇〇〇〇〇									
	〇〇〇〇〇	ぶた肉・生揚げ		にんじん	玉ねぎ・椎茸・枝豆	とろろ・ひよこ豆・えんどう豆・ゆいも・げん豆・豆腐	油・ごま油	醤油・みりん・酒		
						</				

※ 材料の都合により、献立内容が変更になる場合もあります。※◇マークの食品は加工品です。ベーコン、ハムは乳・卵抜きなどの食物アレルギー対応品を使用しています。
※ この献立表には微量の食品及び調味料は記載されておりません。
※ 給食で使用するパンは小麦粉・マーガリン・砂糖・塩・イースト・脱脂粉乳を基本に作られています。また、はちみつや黒砂糖などの副材料を加えたパンもあります。
※ ★の献立は、水戸市の食材を使用した【MITOごはん】です。

年 月 日

食物アレルギー対応解除申請書

水戸市立

学校長 様

保護者氏名

(自署)

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

1 児童生徒名

学 校 名	
学 年 ・ 組	年 組
(ふりがな) 児童生徒氏名	()

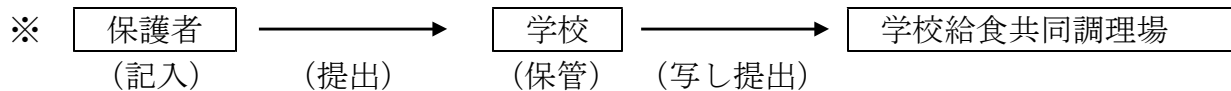
2 解除内容（食品名等、具体的にご記入ください。）

3 医療機関受診日（医師から指示が出た日）

年 月 日

医療機関名

主治医名



緊急時対応カード

(1) 症状チェックシート

◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く症状を観察する

◆ ☐ の症状が一つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐
- ぐったり
-
- ☐
- 意識もうろう
-
- ☐
- 尿や便を漏らす
-
- ☐
- 脈が触れにくいまた不規則
-
- ☐
- 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐
- のどや胸が締め付けられる
-
- ☐
- 声がかすれる
-
- ☐
- 犬が吠えるような咳
-
- ☐
- 息がしにくい
-
- ☐
- 持続する強い咳き込み
-
- ☐
- ゼーゼーする呼吸

- ☐
- 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐
- 持続する強いお腹の痛み
-
- (がまんできない痛み)
-
- ☐
- 繰り返し吐き続ける

- ☐
- 中等度のお腹の痛み
-
- ☐
- 1～2回のおう吐
-
- ☐
- 1～2回下痢

- ☐
- 軽いお腹の痛み
-
- (がまんできる)
-
- ☐
- 吐き気

目・口・
鼻・顔面

- ☐
- 顔全体の腫れ
-
- ☐
- まぶたの腫れ

- ☐
- 目のかゆみ、充血
-
- ☐
- 口の中の違和感、唇の腫れ
-
- ☐
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- ☐
- 強いかゆみ
-
- ☐
- 全身に広がるじんま疹
-
- ☐
- 全身が真っ赤

- ☐
- 軽度のかゆみ
-
- ☐
- 数個のじんま疹
-
- ☐
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静に保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、
☐ の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに
症状の変化を観察し、症状の
改善が見られない場合は医療
機関を受診する。

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時対応カード（記録用紙）

年 組		氏 名			
-----	--	-----	--	--	--

記録者名					
食べた時刻		年 月 日 時 分			
食べた状況		食べたもの（ ） 量（ ）			
処置	緊急時処方薬	時 分			
	エビペン	時 分			
	その他				
救急車		要請時刻	時 分	到着時間	時 分
医療機関		連絡時刻	時 分	到着時間	時 分
保護者		連絡時刻	時 分		
経過	時刻		内容		
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	その他				

報告先：水戸市教育委員会 学校給食共同調理場 C4th による報告（原則）

水戸市教育委員会事務局教育部学校管理課 C4th による報告（原則）

※ 発症後速やかに、学校給食共同調理場（TEL:251-3561）及び学校管理課（TEL:306-8673）に電話連絡をしてください。

※ 給食時に限らず、登校後や遠足等で発症した場合も報告してください。

※ 現在分かる範囲で記入し、報告をしてください。その後の状況を、随時報告してください。

※ 発症当日の献立表を添付してください。

食物アレルギー事故発生状況報告書（アナフィラキシー疑い・誤食含む）

報告日時	年 月 日 () 時 分 第 報
報告者	職名： 氏名：

1 発症日 年 月 日 ()

2 学校名 水戸市立 学校

3 発症者名 年 組 氏 名 (男・女)

- ・食物アレルギーの既往 無・有（原因食物： ）
- ・その他の既往症 無・有（疾患名： ）
- ・当日の給食対応（除去等） 対応無・対応有
- ・エピペン®の処方 無・有
- ・今回のエピペン®使用 使用した・使用していない
- ・今回の救急車要請 要請した・その他の手段（ ）

4 搬送医療機関名

- ・保護者の付添い (有・無)
- ・教職員の付添い者（職名： 氏名： ）
※管理職が付き添うこと。

5 発症時の状況と対応

発 症 時 刻 午前・午後 時 分（給食前・給食中・給食後）

発症時の症状

発症時の対応 ※発症から現在までの対応を時系列で記入すること。

時 分
時 分
時 分
時 分
時 分

6 発症者の状態 (月 日 時 分現在)

- ・医師の診断：
- ・入院の予定： 有・無
- ・今後の見通し：

7 その他特記事項

VI 参 考 資 料

学校での食物アレルギー対応について、参考となるホームページを紹介いたします。
それぞれ優れた内容が記載されておりますので、一読いただくことをお勧めします。

○ 文部科学省

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/20200729-mxt_kouhou02_2.pdf



「学校給食における食物アレルギー対応について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm



食物アレルギー対応について、文部科学省の基本的な考え方、対応方針等が参照できます。

○ 茨城県 教育庁学校教育部保健体育課

「保健安全管理について」

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2025/09/childhood.pdf>

「アレルギー疾患による緊急時の対応」等が掲載されています。



○ 群馬県

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」

<http://www.pref.gunma.jp/03/x5000049.html>

群馬県における食物アレルギー対応について、書かれています。



○ 公益財団法人 日本学校保健会 情報提供

「学校保健」ポータルサイト

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みQ&A」

<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/40>



学校での食物アレルギー対応での疑問について、Q&A形式で分かりやすく回答が示されています。学校での対応で迷うことがある場合には、参照してください。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf



食物アレルギーを含む、学校生活において留意すべきアレルギー疾患全般について記載されています。

○ 独立行政法人 環境再生保全機構

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」

https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_24514.pdf



ぜん息予防となっていますが、ぜん息を持たない児童生徒にも対応できる内容となっています。特に、食物アレルギーとはこういったものかについて、図表によりわかりやすく、丁寧に書かれています。

○ 東京都保健医療局

東京都アレルギー情報 navi

https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/search_allergy.html



「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pdf/pri20.pdf>



緊急時の対応について、必要な事項がわかりやすく、コンパクトにまとめられています。緊急時にあわてないためにも、一読を推奨します。

参考・引用資料

- 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」
(平成 25 年 群馬県教育委員会 健康体育課)
- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」
(平成 25 年 茨城県教育庁 保健体育課)
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(令和元年度 財団法人 日本学校保健会)
- 「ぜん息予防のための食物アレルギーの基礎知識 2012 改訂版」
(平成 24 年 独立行政法人 環境再生保全機構)
- 「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」
(平成 26 年 独立行政法人 環境再生保全機構)
- 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小中学校編」
(2005 年 日本小児アレルギー学会)
- 「一般向けエピペン®の適応」
(2013 年 日本小児アレルギー学会)
- 「保育所における食物対応アレルギーマニュアル」
(平成 26 年 横浜市こども青少年局保育運営課・横浜市医師会保育園医部会)
- 「エピペン®画像素材」
(ファイザー株式会社)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」
(平成 27 年 3 月 文部科学省)

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

(平成 26 年 9 月発行)

(平成 28 年 11 月改訂)

(平成 30 年 11 月改訂)

(令和 2 年 9 月改訂)

(令和 8 年 3 月改訂)

作成協力

水戸市学校保健会

水戸市養護教諭部会

水戸市学校栄養士会

編集協力（敬称略）

宮本 幹夫（宮本小児科医院 院長・日本アレルギー学会専門医（小児科））

宮本 健志（宮本小児科医院 副院長・日本アレルギー学会専門医（小児科））

猪瀬 由美子（常磐大学人間科学部健康栄養学科教授）

編集・発行

水戸市教育委員会事務局教育部学校保健給食課